資料１

「逃げ遅れゼロの地域づくりプロジェクト」事業概要

【背景】

H23.3　東日本大震災
- 犠牲者の約6割が65歳以上の高齢者

H25　災害対策基本法改正
- 市町村に「災害時要支援者名簿」の作成が義務付け

R元年台風第19号，R２年７月豪雨
- 犠牲者の約7～8割が高齢者や障害者
  個別避難計画作成の必要性が高まる。

R3.5　災害対策基本法改正
- 個別避難計画が市町村の努力義務として位置付け
- 概ね５年程度で作成

【現状】地区防災計画　→　一部地区
避難行動要支援者名簿の提供のみ

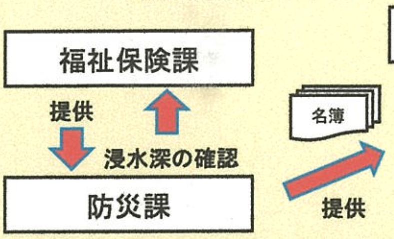

福祉保険課

提供

浸水深の確認

防災課

名簿

提供

申請団体

市社協	1
地区社協	11
民児協	11
町内会	11
市民委員会	6
まち協	1
その他	2
計	43団体

※R6. 10現在

【課題】地区防災計画の作成
個別避難計画の作成

【逃げ遅れゼロの地域づくりプロジェクト】

【ステップ１】地域まちづくり推進事業負担金（行政提案型）を活用し，地区防災会議の立ち上げ，地区防災計画の作成を支援（R６は近文，東旭川で実施。）

〇〇まち協

A地区防災会議　A地区防災計画

市民委員会,地区社協,民生委員,包括支援センター,消防団,ＷＦＣ,学校関係者　等

B地区防災会議　B地区防災計画

市民委員会,地区社協,民生委員,包括支援センター,消防団,ＷＦＣ,学校関係者　等

地域の実情に応じて，まち協単位又は市民委員会単位で，地区防災計画を作成

【ステップ２】地区防災計画の下位計画として個別避難計画を作成

地区防災計画
- 災害リスクの把握
- 避難所，避難場所，備蓄品の状況
- 災害時の活動，避難所の運営　等

連動

個別避難計画
- 避難支援実施者
- 避難先，避難経路
- 緊急時連絡先

地区防災計画

市ＨＰで公表

要支援者 5,849人分うち，個人情報提供の同意がある3,302人分の個別避難計画を作成
避難支援を希望する住民についても，個別避難計画を作成　※人数はR6.10現在

【ステップ３】地区防災会議が主体となって，訓練・研修を定期的に実施

地区防災計画及び個別避難計画のアップデート

【計画策定後】

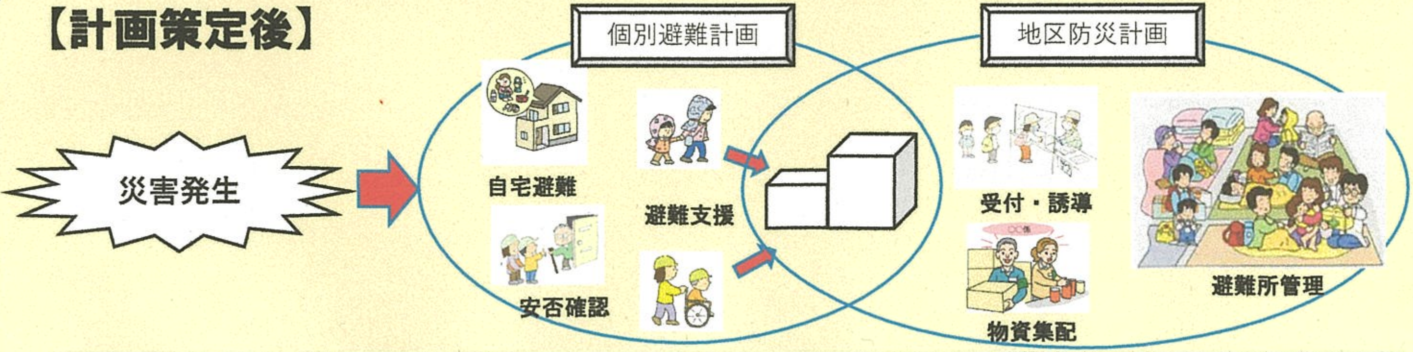
個別避難計画
地区防災計画
災害発生
自宅避難
避難支援
安否確認
受付・誘導
物資集配
避難所管理

【理想像】災害発生時，行政支援に先行して，共助体制が起動
- 地区防災計画に基づき，地域住民が避難所を自主運営　etc
- 個別避難計画に基づき，避難支援等実施者が安否確認・避難支援を実施